平成３０年（フ）第４５号
京都市左京区静市市原町212番地１
債務者　岡田　紀子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
京都市山科区御陵中内町38番地55　グランドワーク御陵205号室
債務者　森田　祥司
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６３号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字馬場２番地の１
債務者　北新聞舗こと　北　美智子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６４号
京都府城陽市久世上大谷17番地の14
債務者　村山　直樹
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７４号
京都市北区紫野花ノ坊町７番地　花ノ坊ハイツ１－Ｅ、前住所京都市北区紫野下柏野町６番地
債務者　田中　時男
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９１号
京都市左京区岩倉三宅町79番地　ハイツコスモス210
債務者　吉岡淳一郎
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
京都市左京区上高野隣好町７番地　グリーンハイツ　205
債務者　藤田　義二
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
京都府南丹市園部町埴生中西10番地
債務者　猪瀬　和弘
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第６号
京都府亀岡市荒塚町２丁目４番６号　読売新聞亀岡中央３階、前住所京都府亀岡市西つつじケ丘五月台１丁目37番地10　メゾンプラティーク101
債務者　下坂　　剛
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第３号
京都府与謝郡与謝野町字石川2326番地
債務者　藤原　孝弘
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第１６号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番21―701号
債務者　家嶋　真美
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
熊本県菊池郡菊陽町光の森４丁目２番地１　ドリームステーションＡ棟　102号
債務者　本間　正樹
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７３号
北海道夕張市平和１番地１
債務者　玉手　幸弘
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３０号
盛岡市神子田町16番44号　コートラックスＤ―103号
債務者　鈴木由利子
１　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３６号
岩手県紫波郡紫波町片寄字越田73番地イ号
債務者　佐々木芽以（旧姓冨岡）
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７７号
大阪府豊中市大黒町３丁目15番３号
債務者　和木本強志
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部